

重要事項等説明書

この保険のあらまし(契約概要)

団体就業不能信用補償保険

制度移行後の保険契約のご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

*印を付した用語については、8.用語のご説明をご覧ください(初出時にのみ*印をつけています。)

1.商品の仕組み

この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会(以下、「地銀協」といいます。)を保険契約者、損害保険ジャパン株式会社(以下、「損保ジャパン」といいます。)を引受保険会社とする、団体就業不能信用補償保険に各種特約をセットした団体契約です。この団体契約の保険期間は毎年10月1日午後4時から1年とし、1年ごとに更新します。なお、この団体契約の保険期間は変更となる場合があります。各被保険者の制度移行後の保険契約における保険期間は、制度移行日から、5.中途脱退に定める脱退日までとなります。

2.引受条件(お支払いする保険金の額等)

引受条件(お支払いする保険金の額、対象期間*、待機期間*、支払対象外期間*等)等につきましては、7.補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合等】をご参照ください。被保険者(保険の対象となる方)の範囲につきましては、3.被保険者(保険の対象となる方)をご確認ください。

3.被保険者(保険の対象となる方)

(1)地銀協加盟の会員地方銀行である七十七銀行と金銭消費貸借契約を結ぶ住宅ローン(※1)等(以下、「住宅ローン等」といいます。)のローン債務者ご本人(※2)かつ、本一括制度移行対象者のうち同意書を提出された皆さま(継続可能年齢満85歳まで)とします。同意書をご提出いただいた時期や同意書にご記入いただいた内容等により、ご加入いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(※1)一部ご加入いただけないローンがあります。

(※2)連帯債務の場合は、加入が承諾された主たるローン債務者1名を被保険者とします。団体信用生命保険と保障割合を一致させる場合のみ、従たる債務者も被保険者の資格を有することができます。

(2)借り換え融資の場合は、改めて本保険にご加入いただくことになります。このため、借り換え前にご加入いただいていた本保険からの継続的な補償はしませんので、十分ご注意ください。

4.お手続き方法

同意書に必要な事項をもなくご記入のうえ、七十七銀行までご提出ください。

5.中途脱退

被保険者が次のいずれかの脱退事由に該当した場合は、該当した脱退事由により次に定める日をもって脱退となります。なお、脱退日以降に生じた就業不能(保険金支払事由)に対しては、保険金をお支払いできません。

脱退事由		脱退日
①	住宅ローン等を約定完済した場合	約定完済日
②	住宅ローン等を繰上完済、代位弁済、団体信用生命保険金の弁済で完済した場合	住宅ローン等完済日
③	住宅ローン等の金銭消費貸借契約が取消しまたは解除された場合	取消し：取消日 解除：解除日
④	被保険者の年齢が満85歳に到達した場合	満85歳到達日

6.満期返れい金・契約者配当金・無事故戻し返れい金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金・無事故戻し返れい金はありません。

7. 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合等】

保険金をお支払いする主な場合

保険の種類	保険金をお支払いする主な場合	待機期間	支払対象外期間	対象期間	お支払いする保険金の額
就業不能信用補償保険金(脳卒中、急性心筋こうそく、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性すい炎) ・特定疾病等補償特約	被保険者が、日本国内または国外において、責任開始日以降の保険期間中に脳卒中*、急性心筋こうそく*、高血圧症*、糖尿病*、慢性腎不全*、肝硬変*または慢性すい炎*を発病し、その直接の結果として就業不能*となり、その就業不能が所定の支払対象外期間を超えて継続し、ローン返済日が到来した場合にお支払いします。 (注) 再発の取扱いにつきましては、「就業不能が再発した場合の取扱い」をご確認ください。	3か月	なし	脳卒中または急性心筋こうそくの場合 2か月 高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性すい炎の場合 12か月	就業不能が開始した日時点における各月の予定返済額を1回の保険事故につき対象期間を限度にお支払いします。
債務繰上返済支援保険金(脳卒中) ・債務繰上返済支援特約(脳卒中用)	被保険者が、日本国内または国外において、責任開始日以降の保険期間中に脳卒中を発病し、脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合にお支払いします。	3か月	—	—	保険金をお支払いする場合に該当した日時点における借入金元本未償還残高、保険金支払日までの利息および遅延損害金のすべてをお支払いします。
債務繰上返済支援保険金(急性心筋こうそく) ・債務繰上返済支援特約(急性心筋こうそく用)	被保険者が、日本国内または国外において、責任開始日以降の保険期間中に急性心筋こうそくを発病し、急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態*が継続したと医師によって診断された場合にお支払いします。	3か月	—	—	保険金をお支払いする場合に該当した日時点における借入金元本未償還残高、保険金支払日までの利息および遅延損害金のすべてをお支払いします。
債務繰上返済支援保険金(高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性すい炎) ・債務繰上返済支援特約 ・特定疾病等補償特約(債務繰上返済支援特約用)	被保険者が、日本国内または国外において、責任開始日以降の保険期間中に高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変または慢性すい炎を発病し、その直接の結果として就業不能となり、その就業不能が12か月を超えて継続している場合(※)にお支払いします。 (※) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変または慢性すい炎によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能が継続していたものとみなします。	3か月	—	—	保険金をお支払いする場合に該当した日時点における借入金元本未償還残高、保険金支払日までの利息および遅延損害金のすべてをお支払いします。

就業不能が再発した場合の取扱い

保険の種類	就業不能が再発した場合の取扱い
就業不能信用補償保険金(脳卒中、急性心筋こうそく、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性すい炎) ・特定疾病等補償特約	支払対象外期間を超える就業不能が、対象期間中に終了した後、その就業不能の原因となった脳卒中、急性心筋こうそく、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変または慢性すい炎によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間の規定を適用しません。なお、前の就業不能による対象期間と後の就業不能による対象期間は通算し、就業不能になっていない期間は、対象期間に含みません。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 6か月以内に同一の7大疾病(※)発病によって発生した就業不能 （※）7大疾病とは、脳卒中、急性心筋こうそく、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変または慢性すい炎のいずれかをいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

保険の種類	保険金をお支払いできない主な場合
就業不能信用補償保険金(脳卒中、急性心筋こうそく、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性すい炎) ・特定疾病等補償特約	次のいずれかの事由に起因する身体障害による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療目的で医師が用いた場合は除きます。） ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※1)を除きます。）および核燃料物質等によるもの ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑦精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑧自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転 ⑨発熱などの他覚的症候のない感染 ⑩地震、噴火またはこれらによる津波 （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
債務繰上返済支援保険金(高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性すい炎) ・債務繰上返済支援特約 ・特定疾病等補償特約(債務繰上返済支援特約用)	
債務繰上返済支援保険金(脳卒中) ・債務繰上返済支援特約(脳卒中用)	次のいずれかに該当する事由によって生じた支払事由に対しては、保険金をお支払いしません。 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為(※)を除きます。）および核燃料物質等によるもの （※）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
債務繰上返済支援保険金(急性心筋こうそく) ・債務繰上返済支援特約(急性心筋こうそく用)	

8.用語のご説明

用語		定義
力	肝硬変	別表の「6.肝硬変」に記載の疾病をいいます。
	急性心筋こうそく	別表の「1.急性心筋こうそく」に記載の疾病をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体のケガをいい、このケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
	高血圧症	別表の「3.高血圧症」に記載の疾病をいいます。
サ	支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である『7.補償の内容』に記載の支払対象外期間をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
	就業不能	就業不能とは、被保険者が身体障害（病気またはケガ）を被り、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態（具体的には治療のため入院していること、もしくは医師の治療を受けていることを指します。）をいいます。なお、被保険者が死亡した後もしくはその身体障害が治癒した後は、いかなる場合であっても就業不能とはいいません。
	身体障害	ケガ*（ケガの原因となった事故を含みます。）および病気*をあわせて身体障害といいます。
	責任開始日	初年度契約の保険期間の開始日（加入日）からその日を含めて待機期間を経過した日の翌日をいいます。
タ	待機期間	初年度契約における保険期間の初日から起算した『7.補償の内容』に記載の待機期間をいい、保険金支払事由の発生が待機期間中のときは、保険金をお支払いしません。
	対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する『7.補償の内容』に記載の対象期間をいい、当会社が支払う期間は、この期間をもって限度とします。
	糖尿病	別表の「4.糖尿病」に記載の疾病をいいます。
ナ	脳卒中	別表の「2.脳卒中」に記載の疾病をいいます。
ハ	病気	ケガ以外の身体の障害をいいます。
マ	慢性腎不全	別表の「5.慢性腎不全」に記載の疾病をいいます。
	慢性すい炎	別表の「7.慢性すい炎」に記載の疾病をいいます。
ラ	労働の制限を必要とする状態	軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

別表

急性心筋こうそく、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性すい炎とは、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コード番号に規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード	疾病名	分類項目	基本分類コード
1.急性心筋こうそく	急性心筋こうそく 再発性心筋こうそく	I21 I22	5.慢性腎不全	慢性腎不全	N18
2.脳卒中	くも膜下出血 脳内出血 脳こうそく	I60 I61 I63	6.肝硬変	アルコール性肝硬変 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他及び詳細不明の肝硬変	K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
3.高血圧症	本態性（原発性〈一次性〉）高血圧（症） 高血圧性心疾患 高血圧性腎疾患 高血圧性心腎疾患 二次性〈続発性〉高血圧（症）	I10 I11 I12 I13 I15	7.慢性すい炎	アルコール性慢性すい炎 その他の慢性すい炎	K86.0 K86.1
4.糖尿病	インスリン依存性糖尿病〈IDDM〉 インスリン非依存性糖尿病〈NIDDM〉 栄養障害に関連する糖尿病 その他の明示された糖尿病 詳細不明の糖尿病	E10 E11 E12 E13 E14			

ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)

注意喚起情報

団体就業不能信用補償保険

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.注意事項等

- (1) 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日からの経過年数は問いません。
- ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- (2) 同意書に記載していただいた内容により、制度移行後の保険契約のご加入をお断りする場合があります。
- (3) 責任開始日より前に発病(※)した病気・発生した事故によるケガを原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、責任開始日からその日を含めて1年を経過した後の保険期間中に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
- (※) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その病気の原因として医学上重要な関係がある病気が存在する場合は、その医学上重要な関係がある病気の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3.変更通知

変更があった場合は、遅滞なく七十七銀行までご通知願います。変更とは、婚姻による氏名の変更等をいいます。

4.責任開始日

制度移行前に加入していた保険契約を通じて、初めて被保険者となった日を初年度契約における加入日とし、その加入日から起算して待機期間(※)が満了した日の翌日を責任開始日とします。

(※) 待機期間についてはこの保険のあらまし(契約概要) 7、補償の内容[保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合等]をご参照ください。

5.保険金をお支払いする事由に該当した場合

- (1) 被保険者が身体障害を被り、就業不能となった場合は、就業不能が開始した日からその日を含めて30日以内に七十七銀行、損保ジャパンまたは取扱代理店にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業不能状況報告書、事故証明書 など
③	身体障害の内容、就業不能の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、入院通院申告書、診察券(写)、運転免許証(写)、休業損害証明書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書、債務返済額を証明する書類 など

- (※1) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。
- (※2) 身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (※3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (3) 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (4) 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6.脱退と中途脱退時の返れい金等

被保険者が次のいずれかの事由に該当した場合は、その事実が発生した時にこの保険契約から脱退となります。脱退に際して返れい金等のお支払いはありません。

脱退事由		脱退日	保険金のお支払いが開始している場合の支払終了日
①	住宅ローン等を約定完済した場合	約定完済日	対象期間にかかわらず約定完済日
②	住宅ローン等を繰上完済、代位弁済、団体信用生命保険金の弁済で完済した場合	住宅ローン等完済日	対象期間にかかわらず住宅ローン等完済日
③	住宅ローン等の金銭消費貸借契約が取消しまたは解除された場合	取消し日 または解除日まで	対象期間にかかわらず取消し日または解除日まで
④	被保険者の年齢が満85歳に到達した場合	満85歳到達日	対象期間にかかわらず満85歳到達日

7.失効

次のいずれかの事由に該当した場合は、その事実が発生した時にこの保険契約はその効力を失います。

(1)被保険者が死亡した場合

(2)被保険者が契約概要 3.被保険者（保険の対象となる方）に記載の被保険者の範囲に該当しなくなった場合

8.重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

9.保険金受取人

本保険の保険金受取人は七十七銀行となります。

10.保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合につきましては、契約概要の「7.補償の内容」をご確認ください。

11.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

12.個人情報の取扱いに関する事項

○保険契約者である地銀協は、本契約ならびに本保険の加入に必要な個人情報を損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、保険契約者、七十七銀行、他の保険会社、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品等の案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者等は、これらの個人情報の取扱いに同意の上ご加入ください。

13.その他ご加入上の注意点

- (1) 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- なお、取扱代理店は法令等に抵触してお客さまに損害を与えた場合、取扱代理店としての販売責任を負います。
- (2) 本保険は損害保険であり、預金等ではありません。したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象になりません(元本の返済が保証されません)。

14.保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◆おかけ間違いにご注意ください。

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：カスタマーセンター】0120-888-089

〈受付時間〉平日：午前9時～午後8時 土日祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

〈公式ウェブサイト〉<https://www.sompo-japan.co.jp/>

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人 日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】 0570-022808〈通話料有料〉

〈受付時間〉平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●保険金をお支払いする事由が発生した場合

保険金をお支払いする事由が発生した場合は、すみやかに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110

〈受付時間〉24時間365日

個人情報の取扱いについて — 保険契約者からのお知らせ —

本保険契約の運営のため、保険契約者である一般社団法人全国地方銀行協会(以下、「保険契約者」といいます。)と会員銀行は、次の個人情報を共同利用します。

- ①お客さま氏名 ②生年月日 ③性別 ④ローンお借入日 ⑤ローン返済期間 ⑥ローン最終返済日
- ⑦直近のローン残高 ⑧保障プラン ⑨加入日
- ⑩告知書等に記載の個人情報(ご提出いただいた医師の診断書等の個人情報を含みます。)
- ⑪その他本保険契約(付帯サービスを含む)の運営のために必要な情報

なお、上記共同利用における個人情報の管理責任者は次のとおりです。

一般社団法人全国地方銀行協会

※代表者等詳細は一般社団法人全国地方銀行協会のホームページをご参照ください

(https://www.chiginkyo.or.jp/association/group_insurance/)

保険契約者は、当該保険の運営において入手する被保険者の個人情報を、本保険契約の事務手続(申込・諾否決定の確認・保険金請求計算等の維持管理)に利用します。

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明

移行にあたって

この「がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」は、当保険の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を「契約概要」、特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」に記載していますので、内容をご確認・ご了解いただきますようお願いいたします。なお、記載の事項は、概要や代表的な事例を示しています。

ご家族の方々にもこの保険の内容についてあらかじめご説明いただき、「契約概要」「注意喚起情報」は、融資手続時の書類とあわせて大切に保管くださいますようお願いいたします。

記 載 内 容

契約概要	商品の特徴(しくみ)は	1. 保険商品名称と特徴	(P2)
	契約関係を知りたい		
	保障内容(保険金額等)は	2. 保障内容について	(P2)
	保険金が支払われるケースは	3. 保険金のお支払いについて	(P3～4)
	引受会社を知りたい	4. 引受生命保険会社について	(P5)
注意喚起情報	保障はいつから始まるのか	1. 保障開始日について	(P6)
	保険金が支払われないケースは	2. 保険金をお支払いできない場合について	(P6～7)
	保険金の請求時の注意点は	3. 保険金請求時の注意	(P8)
	クーリング・オフの対象か	4. クーリング・オフ制度(対象外)	(P8)
	保険会社の破たんリスクは	5. 生命保険契約者保護機構	(P8)
	照会・相談窓口は	6. 照会・相談窓口	(P9)
	その他の留意事項は	7. 保険金のお支払いに関する手続き等の留意事項	(P9)
その他	個人情報の利用と保護等	個人情報の取扱いについて	(P10)

契 約 概 要

1. 保険商品名称と特徴

1. 商品名称

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（地銀協がん保障特約付リビング・ニーズ特約付住宅ローン団体信用生命保険制度（以下、「地銀協がん団信制度」といいます。））

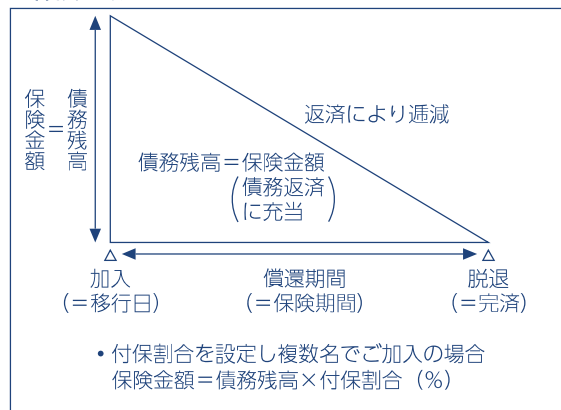
2. この商品の 특징について

この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、会員銀行（以下、「銀行」といいます）を保険金受取人とし、銀行から住宅ローン等を借り入れている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が地銀協がん団信制度の保険期間中に「3. 保険金のお支払いについて（P3～4）」に記載のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。

なお、賦払債務者が複数の場合は、主たる賦払債務1名までのご加入だけでなく、設定した付保割合に応じて複数名までのご加入も可能です^(※)。

※付保割合を設定した複数名までのご加入については、取り扱いをしていない銀行もあります。

□保険金額のイメージ



2. 保障内容について

保障内容の概要については、次のとおりです。詳しくは、銀行または保険契約者にお問い合わせください。

(1) 保障開始日

「注意喚起情報 1. 保障開始日について（P6）」をご参照ください。

(2) 保険金額

債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。

(3) 保険期間

地銀協がん団信制度への移行時から、賦払債務の償還期間、定められた期間の終期または所定の年齢に達するまでの期間となります。

(4) この契約からの脱退事由

- ・融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき
- ・融資について期限の利益を失ったとき
- ・保険金のお支払事由に該当されたとき
- ・所定の年齢に達したとき

3. 保険金のお支払いについて

地銀協がん団信制度の保険期間中に、死亡、所定の高度障害状態に該当されたときもしくはがん保険金のお支払事由に該当されたとき、または余命が6ヵ月以内と判断されるときに保険金が支払われます。

被保険者が次のいずれかに該当された場合に、銀行に所定の保険金をお支払いいたします。

※死亡保険金、リビング・ニーズ特約保険金、高度障害保険金、がん保険金は、重複して支払われません。また、いずれかの保険金のお支払事由に該当されたときには、地銀協がん団信制度から脱退となります。

※保険金をお支払いできない場合については、「注意喚起情報 2. 保険金をお支払いできない場合について (P6～7)」をご参照ください。

名 称	支払事由
死 亡 保 険 金	地銀協がん団信制度の保険期間中に死亡されたとき
リビング・ニーズ 特 約 保 険 金	地銀協がん団信制度の保険期間中に、余命が6ヵ月以内と判断されるとき ^(※) (※) 余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。
高 度 障 害 保 険 金	移行前の団体信用生命保険の保障開始日以後の傷害または疾病により、地銀協がん団信制度の保険期間中に次のいずれかの高度障害状態に該当されたとき ①両眼の視力を全く永久に失ったもの(※1) ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの(※2) ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(※3) ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの(※3) ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(※4) ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの(※4) ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

※ 1 眼の障害（視力障害）

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

※ 2 言語またはそしゃくの障害

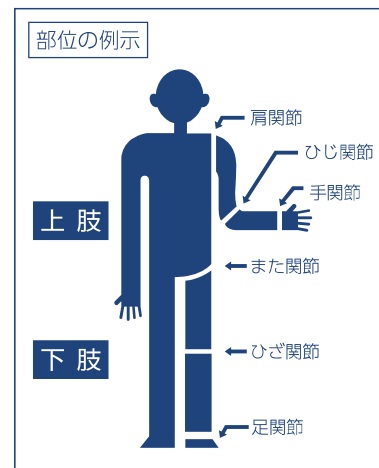
- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、□唇音、歯舌音、□蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

※ 3 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

※ 4 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



がん保険金	地銀協がん団信制度の保険期間中に、<u>所定の悪性新生物</u>(※)に罹患したと医師によって<u>病理組織学的所見（生検）</u>により<u>診断確定</u>(※1)されたとき ただし、次の場合を除きます。 ・移行前の団体信用生命保険の保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき(※2) ・移行前の団体信用生命保険の保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されていたとき ・移行前の団体信用生命保険の保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等(※3)と認められるとき (※1) 悪性新生物の診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定を認めることがあります。 (※2) 被保険者ご本人がその事実を知っているといないとにかかわらずお支払い対象外です。また、この場合、がん保障特約は無効とします。 (※3) 再発・転移等ではなく新たに原発の悪性新生物と診断確定された場合はお支払いの対象となります。 ※がん保険金のお支払い対象となる悪性新生物については、P10をご参照ください。
-------	---

4. 引受生命保険会社について

保険契約者の指定する複数の保険会社がお引き受けすることができる契約形態の団体保険です。

この保険契約は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。

引受生命保険会社は、それぞれの引受割合(引受金額)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯しません。

また、保険契約者の要請を受け、他の引受生命保険会社からの委任を受けて事務幹事会社が事務を行ないます。

なお、引受生命保険会社および引受割合(引受金額)は変更となることがあります。引受生命保険会社については、銀行または保険契約者へお問い合わせください。

注 意 喚 起 情 報

1. 保障開始日について

保障開始日は、地銀協がん団信制度への移行日です（移行日の前日までは、移行前の団体信用生命保険で保障されます）。

2. 保険金をお支払いできない場合について

※記載内容をご確認いただき、□にチェックをお願いいたします。

被保険者が次のような事由に該当する場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

保険金名称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合
死 亡 保 険 金 （リビング・ニーズ） 特 約 保 険 金 ・高度障害保険金	☐ 移行前の団体信用生命保険の保障開始日（*1）から1年以内に自殺されたとき （*1）保障開始日は、融資実行日（債務引受の場合は債務引受日）または移行前の団体信用生命保険の引受生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。なお、分割融資の初回融資実行分の保障開始日は、初回融資実行日、追加融資実行分の保障開始日はそれぞれ追加融資実行日となります。 ☐ 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ☐ 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ☐ 戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき （その程度により全額または削減してお支払いする場合があります。） ☐ 告知義務違反による解除 移行前の団体信用生命保険の引受保険会社が告知書でおたずねしたことに対し、故意または重大な過失によって、告知書で事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、移行前の団体信用生命保険の保障開始日から2年以内については「告知義務違反」として解除される場合があります（お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります）。なお、告知義務違反の内容が特に重大な場合、移行前の団体信用生命保険の保障開始日から2年を超えていたとしても詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。 ☐ 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効とされた場合。 ☐ 重大事由による解除の場合 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合。
が ん 保 険 金	☐ 移行前の団体信用生命保険の保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき（*2） （*2）被保険者ご本人がその事実を知っているといないとにかかわらずお支払い対象外です。また、この場合、がん保障特約は無効とします。 ☐ 移行前の団体信用生命保険の保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき

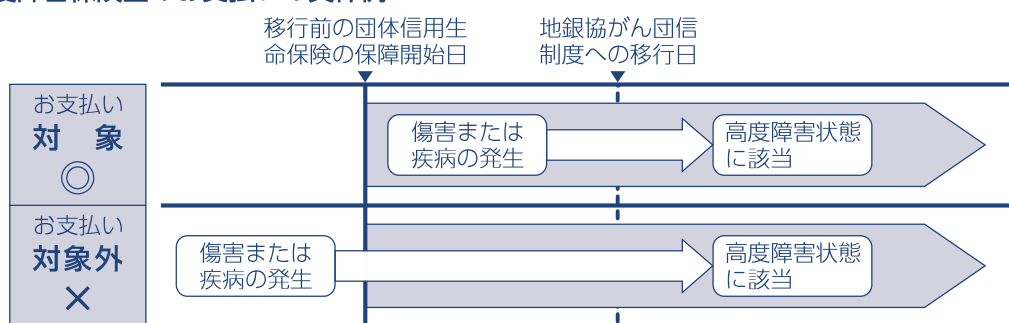
- 移行前の団体信用生命保険の保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等(*3)と認められるとき
 (*3) 再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。
- 告知義務違反による解除(*4)
 移行前の団体信用生命保険の引受保険会社が告知書でおたずねしたことに対し、故意または重大な過失によって、告知書で事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、解除される場合があります。
 (*4) 移行前の団体信用生命保険の保障開始日から2年以内については「告知義務違反」として解除される場合があります（お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります）。がん保険金については、移行前の団体信用生命保険の保障開始日から2年を超えて継続した場合であっても、2年以内に解除の原因となる事実によりがん保険金のお支払事由が生じているときは、「告知義務違反」として解除される場合があります。
- 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合
 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効とされた場合。
- 重大事由による解除の場合
 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合。

移行前の団体信用生命保険の保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因とする高度障害状態は、高度障害保険金のお支払いの対象とはなりません。

- 移行前の団体信用生命保険の保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき

その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしてもお支払いの対象とはなりません。

<高度障害保険金のお支払いの具体例>



※高度障害状態の原因となる傷害や疾病が保障開始日よりも前に発生しているときは、お支払いの対象とはなりません。

3. 保険金請求時の注意

死亡保険金や高度障害保険金の請求時には、請求される保険金のお支払事由に該当する以前に、がん保険金、高度障害保険金、リビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当していなかったかどうか、十分にご確認ください。

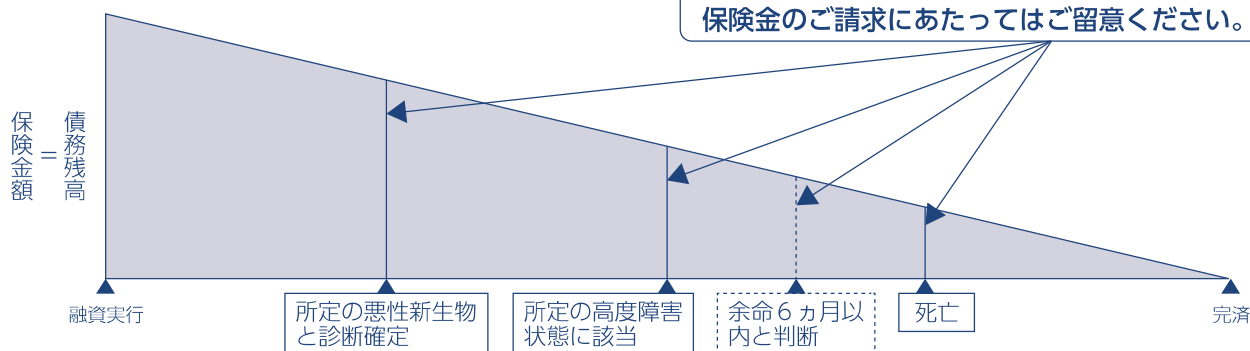
この保険契約の保険金は、死亡保険金・高度障害保険金・がん保険金・リビング・ニーズ特約保険金の4種類あります。各保険金は、保険金受取人(銀行)からの請求にもとづいて支払われますが、保険金額は保険金のお支払事由該当時の債務残高を基準に定まりますので、複数の種類の保険金のお支払事由に該当していた場合に、請求される保険金によって保険金額が異なる場合があります。

例えば、所定の悪性新生物を原因として死亡された場合、通常は、がん保険金のお支払事由に該当された後に死亡保険金のお支払事由に該当されますが、がん保険金のお支払事由該当後もがん保険金のご請求のないまま債務のご返済が継続されていたときには、がん保険金のお支払事由該当時の債務残高が死亡時の債務残高を上回ることとなります。その状況において、がん保険金ではなく死亡保険金でのご請求がありますと、がん保険金よりも少額の死亡保険金が支払われることとなってしまいますので、十分ご留意願います。

以下の4つのお支払事由に該当されたときの債務残高(保険金額)は異なります。

- ①所定の悪性新生物と診断確定されたとき
- ②所定の高度障害状態に該当されたとき
- ③余命が6ヵ月以内と判断されたとき
- ④死亡されたとき

保険金のご請求にあたってはご注意ください。



※図はお支払例であり、お支払いの順序は記載の限りではありません。

4. クーリング・オフ制度

この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方の加入申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

5. 生命保険契約者保護機構

この契約の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である引受生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険金額が削減されることがあります。

詳細については、保護機構までお問い合わせください。

（ 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/> ）

6. 照会・相談窓口

◇生命保険協会における「生命保険相談所」について

- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス<https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 保険金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- (1)万一、被保険者にお支払事由が生じた場合には、保険金受取人である銀行からの請求に応じて保険金のお支払いを行ないますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに銀行の窓口にご連絡いただく必要があります。したがって、**保険の内容についてご家族の方々にもあらかじめご説明ください**。ご連絡が遅れた場合、または銀行へのご返済が遅延している場合には、保険金を債務に充当後も利息等の一部について債務が残ってしまうことがあります。
- (2)お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、事務幹事会社ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）等にも記載しておりますのであわせてご確認ください。
- (3)保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間請求がないときには消滅しますのでご注意ください。また、被保険者の治療情報等について生命保険会社が医療機関等へ事実の確認を行なうことがあります。その事実の確認に際し、被保険者等が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、生命保険会社は確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金をお支払いいたしません。

変更後の引受保険会社における個人情報の取扱いについて

○変更後の団体信用生命保険の運営のため、当行より、変更後の引受保険会社（共同取扱い会社を含みます。以下同じ。）に次の個人情報を提供します。

- ①お客さま氏名 ②生年月日 ③性別 ④住宅ローンお借入日 ⑤住宅ローン返済期間
- ⑥住宅ローン最終返済日 ⑦直近の住宅ローン残高 ⑧保障プラン ⑨加入日
- ⑩ご加入の際に提出された告知書等に記載の個人情報
（健康状態等で、変更前の引受保険会社が取得した情報等を含みます。）
- ⑪ その他団体信用生命保険（付帯サービスを含む）の運営のために必要な情報

○変更後の引受保険会社は、提供されたお客さまの個人情報を、各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険契約に関連・付随する業務にのみ利用（*）し、保険契約者、他の保険会社、再保険会社に、上記目的の範囲内で提供します。

○なお、今後、お客さまの個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社において、それぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

○引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、お客さまの個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/privacypolicy>）をご参照ください。

（*）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

変更後の保険契約者における個人情報の取扱いについて

○変更後の団体信用生命保険の運営のため、当行より、変更後の保険契約者である一般社団法人全国地方銀行協会（以下、「保険契約者」といいます。）と次の個人情報を共同利用します。

- ①お客さま氏名 ②生年月日 ③性別 ④住宅ローンお借入日 ⑤住宅ローン返済期間
- ⑥住宅ローン最終返済日 ⑦直近の住宅ローン残高 ⑧保障プラン ⑨加入日
- ⑩ご加入の際に提出された告知書等に記載の個人情報
（健康状態等で、変更前の引受保険会社が取得した情報等を含みます。）
- ⑪ その他団体信用生命保険（付帯サービスを含む）の運営のために必要な情報

なお、上記共同利用における個人情報の管理責任者は次のとおりです。

一般社団法人全国地方銀行協会

※代表者等詳細は一般社団法人全国地方銀行協会のホームページをご参照ください。

（https://www.chiginkyo.or.jp/association/group_insurance/#r4）

○変更後の保険契約者は、当該保険の変更において入手するお客さまの個人情報を、本保険契約の事務手続（申込・諾否決定の確認・保険金請求計算等の維持管理）にのみ利用します。

がん保険金のお支払い対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、表 1 によって定義づけられる疾病で、かつ、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中表 2 に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003 年版）準拠」によるものとします。

表 1 対象となる悪性新生物の定義

疾 病 名	疾 病 の 定 義
悪 性 新 生 物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第 3 版」中、新生物の性状を表す第 5 桁コードが次のもの ／ 3 …悪性、原発部位 ／ 6 …悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／ 9 …悪性、原発部位または転移部位の別不詳

表 2 対象となる悪性新生物の基本分類コード

疾 病 名	分 類 項 目	基本分類コード
悪 性 新 生 物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
	消化器の悪性新生物	C15－C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
	皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
	腎尿路の悪性新生物	C64－C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明の その他の新生物（D47）のうち	
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

(※)「悪性新生物」のうち、上皮内がん（子宮頸がん 0 期、食道上皮内がん、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、大腸の粘膜内がん等があります。）、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんについてはお支払いの対象となりません。なお、国際対がん連合（UICC）の TNM 分類が「Ta」（膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん）、「Tis」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払い対象外です。